



第6章
環 境
～環境王国いわて～

二酸化炭素総排出量は前年と比べて増加

■ 二酸化炭素総排出量は前年と比べて増加

本県の平成22年（2010年）の二酸化炭素総排出量は11,568千トンと、前年に比べ403千トンの増加となっています。また、一人当たりの排出量は8.70トンで、前年に比べ0.37トンの増加となっています（図1）。

平成22年の二酸化炭素総排出量を部門別にみると、産業部門が34.3%で最も高い割合となっています。次いで、運輸部門（22.2%）、民生家庭部門（18.9%）、民生業務部門（11.4%）などとなっています（図2）。

■ 低公害車の普及率は低水準

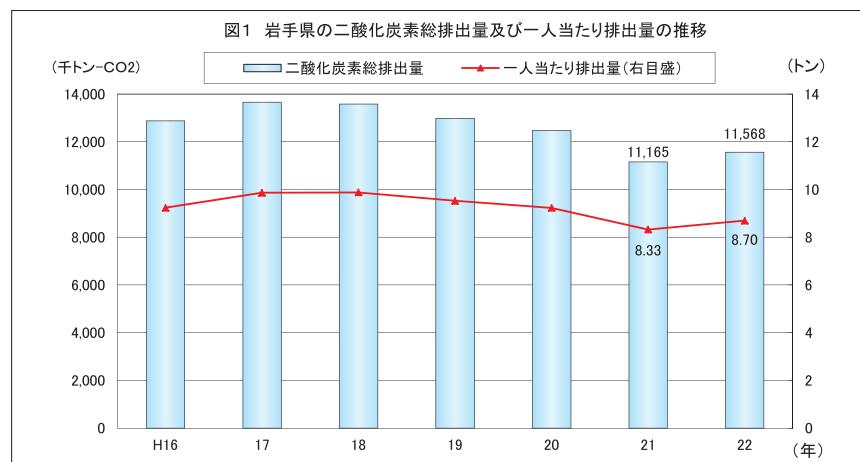
本県の低公害車（注）の普及率をみると、平成25年（2013年）は8.3%となっています。これは全国平均の11.1%、東北平均の9.6%をともに下回っており、東北6県の中で5番目となっています（図3）。

（注）低公害車：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、ガソリン低燃費かつ低排出ガス認定車。但し、県内のメタノール自動車の保有はない。

■ 利用が大きく増加している木質バイオマスエネルギー

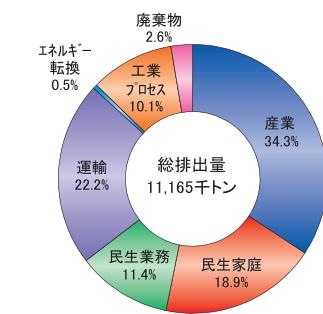
本県では新エネルギー（風力、太陽光、バイオマスなど）の導入が進んでおり、そのうち風力発電は、平成25年（2013年）3月末現在、総設備容量ベースでの発電量が67,099kWで、全国でも16位と高い水準にあります（図4）。

また、平成14年度（2002年度）からペレットストーブ、チップボイラ等の木質バイオマスの導入が進み、ペレット、チップともに利用量は増加傾向にあります。特に平成22年度（2010年度）以降はチップを利用した木質バイオマスのエネルギー利用量の増加が大きくなっています。平成24年度（2012年度）は前年度と比べ712トン増の4,256トンとなっています（図5）。



資料：県環境生活部「岩手県における2010（平成22）年の二酸化炭素排出量について」

図2 二酸化炭素排出量の部門別割合(平成22年)

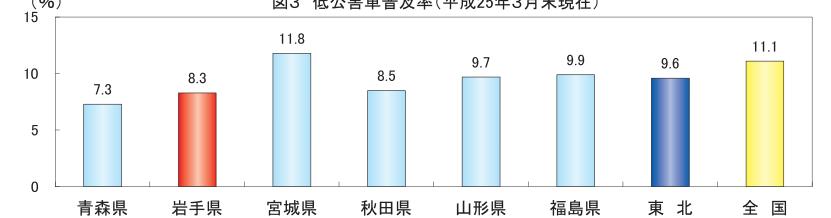


資料：県環境生活部「岩手県における2010（平成22）年の二酸化炭素排出量について」

【各部門の内容】

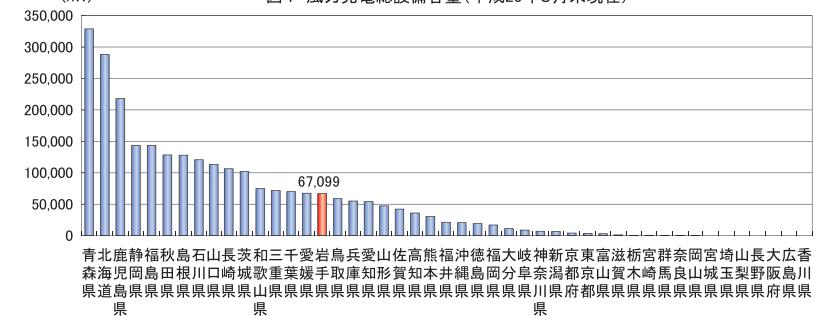
産業	製造業、建設業、鉱業、農林水産業でのエネルギー消費
民生家庭	家庭での冷暖房・給湯、家電の使用等
民生業務	商業・サービス・事業所等
運輸	自家用車、貨物車、船舶等
エネルギー転換	発電所等での自家消費分
工業プロセス	セメント製造時等の化学反応によるCO ₂ 発生
廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物の処理に関するもの

図3 低公害車普及率(平成25年3月末現在)



資料：東北運輸局「東北における低公害車の普及状況」

図4 風力発電総設備容量(平成25年3月末現在)



資料：(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

図5 岩手県の木質バイオマスエネルギー利用量



資料：県農林水産部

ごみの総排出量、1人1日当たりの排出量はともに増加

■ ごみの総排出量、1人1日当たりの排出量はともに増加

本県のごみの総排出量及び1人1日当たり排出量の推移をみると、ともに平成17年度（2005年度）まで増加傾向にありましたが、平成18年度（2006年度）から減少に転じた後、平成23年度（2011年度）はそれぞれ449千トン、926グラムと再び増加に転じています。なお、1人1日当たりの排出量は全国平均を下回って推移しています（図1）。

また、平成23年度の1人当たりの年間ごみ処理にかかる費用（建設改良費を除く）は9,796円となっており、全国平均は下回っているものの、東北6県では秋田県、青森県に次いで3番目となっています（図2）。

■ 1人1日当たり排出量は県央が最多

広域振興圏別の平成23年度（2011年度）の1人1日当たりのごみ排出量をみると、多い順に県央、県南、県北、沿岸となっています。

また、平成18年度（2006年度）と比べると、県央が9.5%減、県南が2.0%減、沿岸が20.5%減、県北が8.2%減と、全ての圏域で減少しています（図3）。

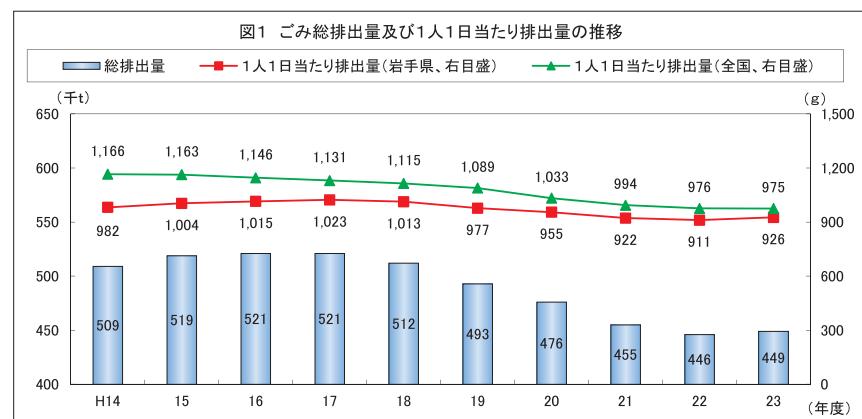
■ 生活系及び事業系ごみの1人1日当たり排出量はともに増加

生活系ごみ及び事業系ごみの1人1日当たりの排出量の推移をみると、いずれも平成22年度（2010年度）までの数年は減少が続いていましたが、平成23年度（2011年度）は生活系ごみが11グラム増の644グラム、事業系ごみが4グラム増の282グラムと、ともに前年度比で増加に転じています（図4）。

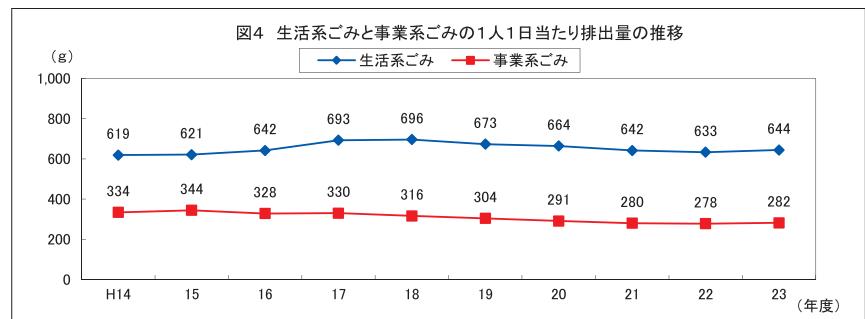
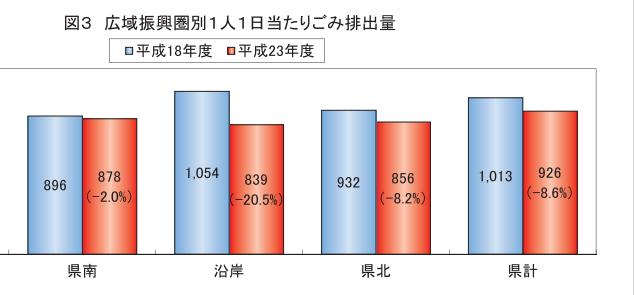
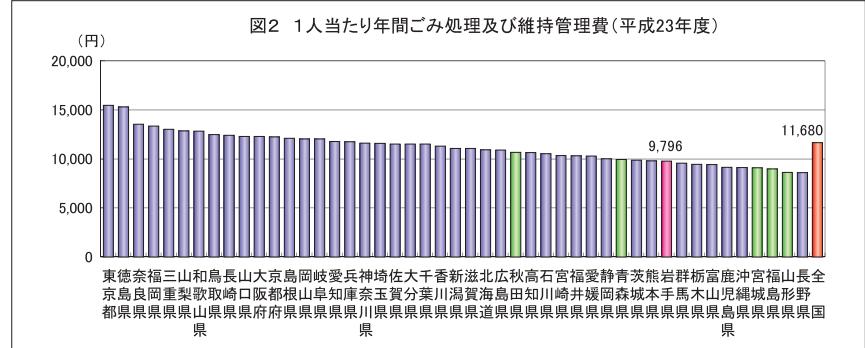
■ リサイクル率は全国平均を下回って推移

本県における平成23年度（2011年度）のリサイクル率（注）は前年度と変わらず18.7%となっており、平成17年度（2005年度）以降全国平均を下回って推移しています（図5）。

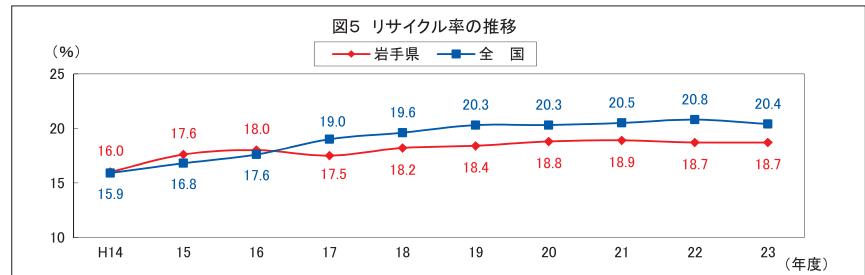
（注）リサイクル率＝（直接資源化量+中間処理再生利用量+集団回収量）÷（ごみの総処理量+集団回収量）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



以上資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



資料：環境省「日本の廃棄物処理」

増加に転じた産業廃棄物排出量

産業廃棄物の総排出量は増加に転じる

平成23年度（2011年度）の本県の産業廃棄物の排出量は2,260千トンとなり、前年度比で415千トン増加しています。

業種別でみると、電気・水道業はほぼ横ばいとなっているものの、建設業は412トンと大幅に増加しています。

また、廃棄物の種類別でみると、汚泥は41千トン減少していますが、がれき類は435千トン増加しています（図1、2）。

盛岡・岩手中部地域で排出量全体の半分超を占める

排出量を地域別（注）にみると、盛岡が747千トン（全体の33.1%）で最も多くなっています。以下、岩手中部が437千トン（同19.3%）、両磐が274千トン（同12.1%）、胆江が239千トン（同10.6%）、釜石が162千トン（同7.2%）、気仙が156千トン（同6.9%）、宮古が131千トン（同5.8%）、二戸が57千トン（同2.5%）、久慈が56千トン（同2.5%）となっており、盛岡と岩手中部で県全体の排出量の半分超を占めています（図3）。

（注）地域区分は下表の通り。

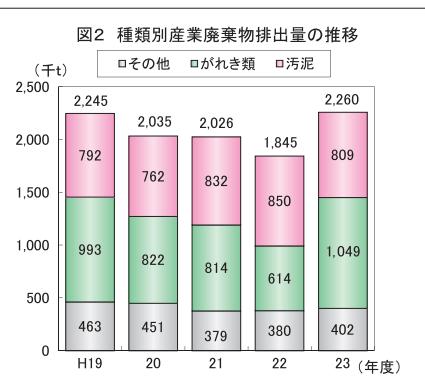
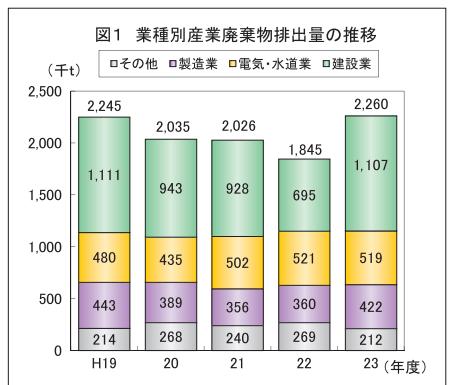
盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、氣仙 零石町、紫波町、矢巾町、滝沢村	氣仙 釜石	大船渡市、陸前高田市、住田町 釜石市、大槌町
岩手中部	北上市、花巻市、遠野市、西和賀町 宮古	宮古市、岩泉町、山田町、川井村、田野畠村	
胆江	奥州市、金ヶ崎町 久慈	久慈市、洋野町、野田村、普代村	
両磐	一関市、平泉町、藤沢町 二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	

再生利用量は増加

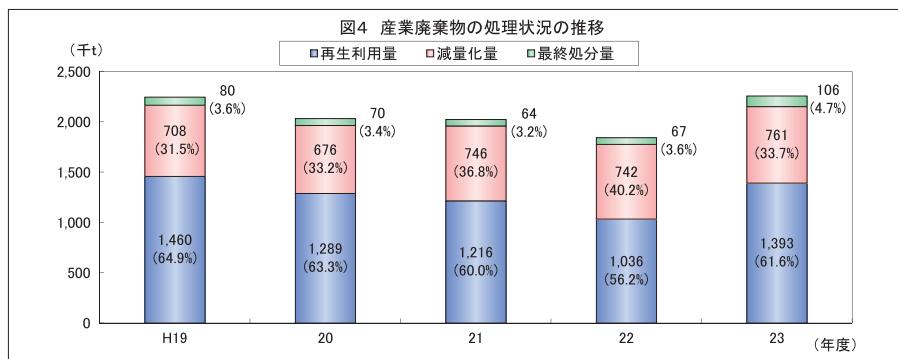
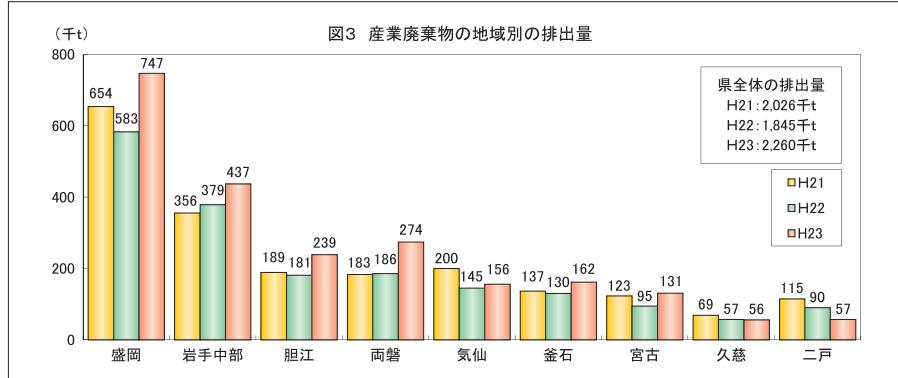
平成23年度（2011年度）の本県の産業廃棄物の処理状況は、再生利用量が1,393千トン（前年度比5.4%増）となっており、排出量全体の61.6%を占めています。また、減量化量は761千トン（排出量全体の33.7%）、最終処分量は106千トン（同4.7%）となっています（図4）。

不法投棄量は増加

平成24年度（2012年度）の本県内における産業廃棄物の不法投棄量（新規判明事案）は、440トンとなっており、前年度に比べ149トン増加しています。なお、全都道府県の中では18番目となっています（図5）。



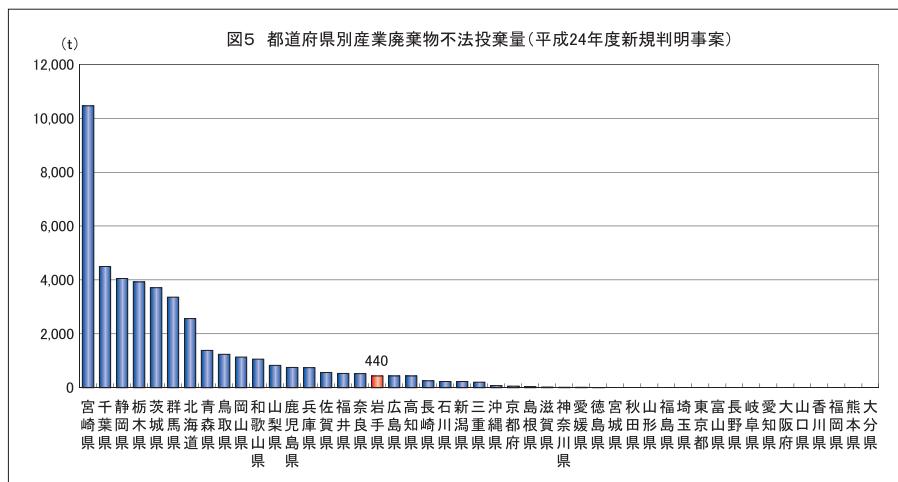
資料：県環境生活部「産業廃棄物実績報告書入力集計等業務報告書」



※1 () 内は排出量に占める割合

※2 「その他量」を含まないため、処理状況の合計と排出量とは必ずしも一致しない。

以上資料：県環境生活部「産業廃棄物実績報告書入力集計等業務報告書」



以上資料：環境省「産業廃棄物の不法投棄の状況」

良好な水環境

■ 県民の約3分の1は自然を大切にする生活に満足

平成25年（2013年）県の施策に関する県民意識調査によると、「大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活していること」について、満足（「満足」+「やや満足」）と回答している県民の割合は、33.9%となっており、不満（「不満」+「やや不満」）の22.8%を上回っています（図1）。

■ 森林資源量が豊かな県土

本県は、県土の大部分を森林が占めており、豊かな自然環境に恵まれています。平成24年度（2012年度）の森林率（総面積に占める森林面積の割合）は76.7%で全国平均の67.3%を9.4ポイント上回り、東北6県では1位、全国でも8位となっています（図2）。

なお、本県の森林面積は1,172.5千haで北海道に次いで全国2位となっています（図3）。

■ 本県の公共用水域の環境基準達成率は高水準

本県には、北上川、��淵川の2つの大きな水系をはじめとして、全体で312の法定河川があり、総指定延長は3,120kmとなっています。

平成24年度（2012年度）の本県の公共用水域（河川、湖沼、海域）における水質汚濁の代表的な指標であるBOD（注1）及びCOD（注2）の環境基準の達成率は96.3%となりました。

本県の公共用水域のBOD及びCODの環境基準の達成率は、平成19年度（2007年度）以降90%台で推移しており、全国平均に比べると、より良好な水環境が保たれています（図4）。

（注1）BOD：生物化学的酸素要求量

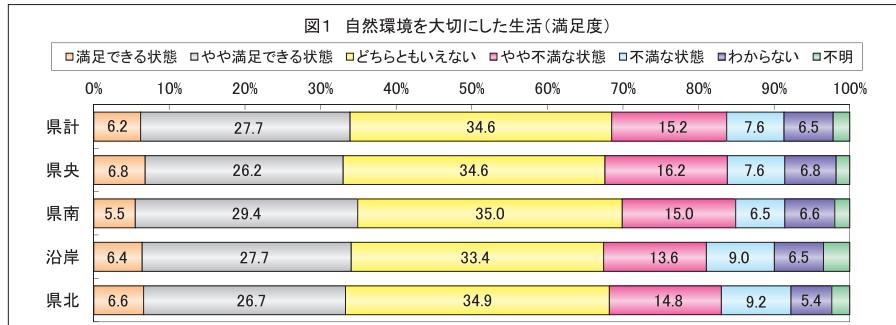
（注2）COD：化学的酸素要求量

■ 公害苦情件数は全国平均を下回る

各都道府県及び市区町村には、公害苦情を解決するために「公害苦情相談窓口」が設けられています。

本県の平成24年度（2012年度）の公害苦情件数（人口10万人当たり）は40.0件と、前年度比で6.6件増加したものの、平成15年度（2003年度）以降は減少傾向にあります。また、全国平均と比べても平成15年度以降は一貫して下回っており、平成24年度は22.7件少なくなっています（図5）。

* 公害：環境基本法第2条第3項に定める「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」



資料：県政策地域部「平成25年県の施策に関する県民意識調査」

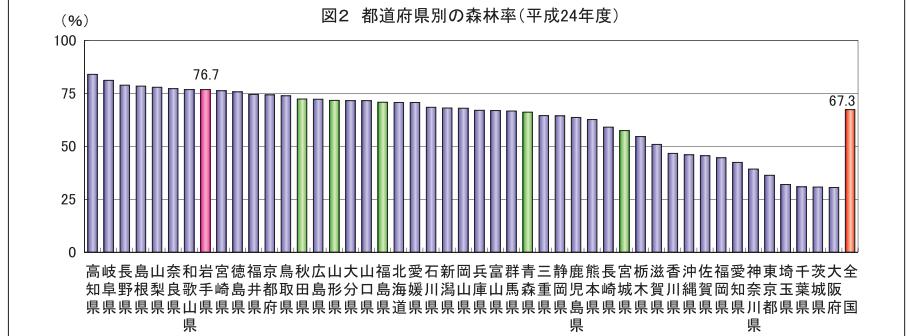


図2 都道府県別の森林率(平成24年度)

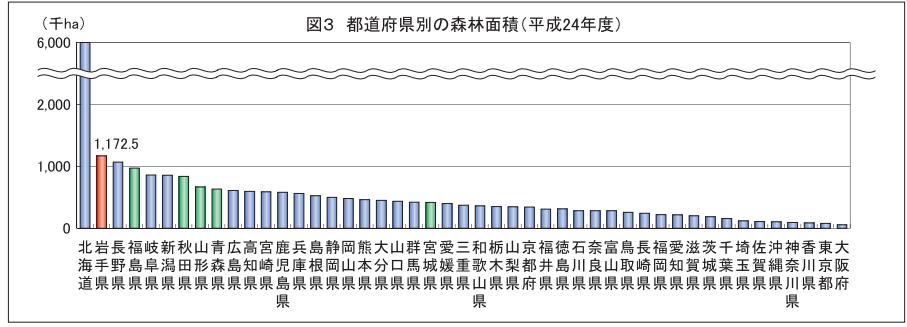
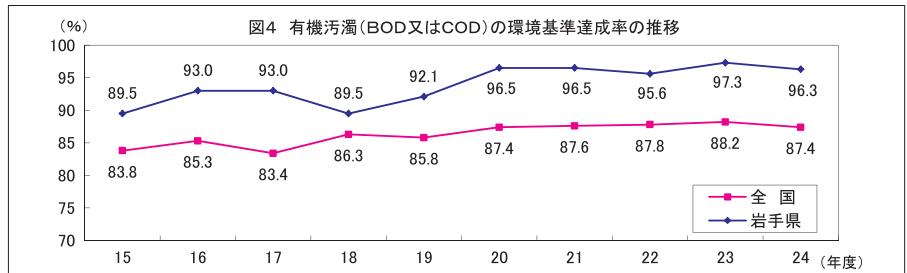
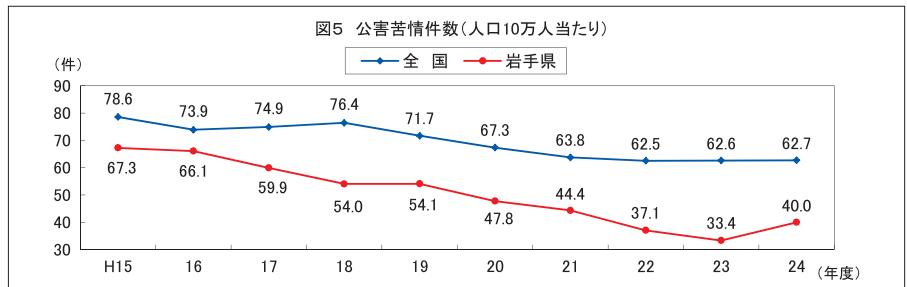


図3 都道府県別の森林面積(平成24年度)

資料：林野庁「平成24年度森林資源現況調査」



資料：県環境生活部「平成24年度公共用水域水質測定結果」



資料：公害等調整委員会「公害苦情調査結果報告書」、総務省統計局「国勢調査」、同「人口推計」